

## 指定日中一時支援事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ユニバーサル就労センターが開設する虹のふもと（以下「事業所」という。）が行う指定日中一時支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、自立訓練（生活訓練）の運営と一体的に行い、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるための日中活動の機会と場の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

#### (1) 名称

虹のふもと

#### (2) 所在地

三重県四日市市諏訪栄町3番4号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### (1) 管理者 1人

事業所の従業者及び業務の管理、その他事業所に関する管理を一元的に行う。

#### (2) 生活支援員 1人

利用者に対し日中活動の機会と場の提供やその他サービスの提供を行う。

### (開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

#### (1) 開所日

原則火曜日から土曜日までとする。ただし、必要に応じて、利用者の同意を得た上で、日曜日・月曜日に開所することがあるものとする。

#### (2) 開所時間

原則15:30から18:30までとする。ただし、必要に応じて、利用者の同意を得たうえで、時間

を前後させることがあるものとする。

(3) サービス提供可能時間

原則 15 : 30 から 18 : 30 までとする。ただし、必要に応じて、利用者の同意を得たうえで、時間を前後させることがあるものとする。

利用者はサービスを月に 5 日以内、1 回につき 2 時間以上受けることを原則とする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用者の定員は、11 人とする。

(内容)

第 7 条 指定自立訓練（生活訓練）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自立した日常生活を営むために必要な活動の機会と場
- (2) 日常生活上の相談支援及び助言
- (3) 関係サービス機関との連絡調整等の支援
- (4) 施設外の事業所等での必要な訓練の提供
- (5) 在宅でのサービス利用を希望する利用者に対して、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合は、在宅における課題学習・生産活動等の提供や取り組み上の支援を行うことができるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 8 条 利用者はサービス利用にあたり、次の事項を守ることとする。

- (1) 利用者は事業所のルールを遵守し、事業所従業員の指導に従うこと。
- (2) 利用者は他の利用者と相互に親睦を図り、利用者全員が心地よい環境づくりに努めること。
- (3) 利用者はサービス利用中に外出する際は、事業所に届け出ること。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第 9 条 指定日中一時支援を提供した際には、支給決定障害者から当該指定日中一時支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

4 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、四日市市及び近隣地域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第 11 条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、身体障害（肢体不自由を除く）、知的障害、精神障害、難病等とする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 日中一時支援の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 14 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会および責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 15 条 提供した指定日中一時支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した日中一時支援に関し、実施要綱第 16 条の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定日中一時支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修)

第 16 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 日以上

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 事業所は、利用者に対し適切な指定日中一時支援を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定日中一時支援を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ユニバーサル就労センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。